

## 緊急時における児童の登下校について

本校では自然災害から児童を守るため、台風や異常気象などにおける登下校について、次のように定めています。ご家庭でもご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 暴風警報が発令された場合

- 1 児童が登校する以前に、春日井市（愛知県全域または愛知県西部全域または尾張東部全域）に「暴風警報」が発令されている場合は、解除されるまでは授業を行いません。

ラジオ・テレビ等によって愛知県教育委員会から通知があるときは、通知に従ってください。特に通知がなければ、以下のようにしてください。

- (1) 午前7時までに「暴風警報」が解除された場合は、平常通り授業を行います。  
※ 前日に給食がないと連絡があった場合は、弁当を持参してください。
- (2) 午前7時～午前11時までに「暴風警報」が解除された場合は、午後1時に通学班の集合場所に集合し、登校させてください。5時間目から授業を行います。  
※ 家で昼食をすませ、1時の集合に間に合うように登校させてください。
- (3) 午前11時を過ぎても「暴風警報」が解除されていない場合は、当日の授業は行いません。

なお、授業が行なわれるときでも、道路や橋の破壊・冠水等で通行が困難な場合には登校を控え、学校（Tel 81-2601）へ連絡してください。

- 2 児童の登校中に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 自宅に家の人がいる場合は、自宅に避難させてください。
- (2) 登校してきた児童は、保護者または保護者代理などの迎えの人と一緒に下校します。（迎えの人が来るまで、学校で待機をします）

- 3 児童の登校後に「暴風警報」が発令された場合

授業を中止し、保護者または保護者代理などの迎えの人と一緒に下校します。  
（迎えの人が来るまで、学校で待機をします）

## 大雨・洪水警報が発令された場合、その他の異常気象の場合

平常通り授業を行います。ただし、児童の安全を優先し下記のような措置をとります。

- 1 登校時： 登校時の通行が困難であると判断されたときは、児童の安全を第一に考えて登校を見合わせ、学校へ連絡してください。
- 2 在校時： 原則として授業後、安全を確認してから下校させますが、状況によっては授業を中止し、下校させることもあります。（迎えの人と一緒に下校する場合があります）

## 「特別警報」（大雨や暴風等）が発令された場合

- 1 その日は、学校を休校とします。なお、在校中の場合は、直ちに授業を中止します。その場合、子どもたちだけで下校させません。すみやかに迎えをお願いします。

## 地震に関する情報が発表された場合、大規模地震が発生した場合

- 1 東海地震注意情報が発表されたり、警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたりした場合、または震度5強以上の大規模地震が発生した場合は、授業を行いません。

- (1) 家にいる場合は、登校しないでください。
- (2) 登校途中の場合は、原則として登校せずに帰宅をします。  
(ただし、状況によっては、学校または最寄りの避難地に避難をします)
- (3) 登校後の場合は、授業を中止し、家族などの迎えの人と一緒に下校します。  
(迎えの人が来るまで、学校で待機をします)

### 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合、気象庁より発表される。

### 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められる場合、気象庁より発表される。

(警戒宣言は、東海地震予知情報とほぼ同時に、内閣総理大臣より発令される)

### 地震災害に関する警戒解除宣言

警戒宣言を発した後、東海地震のおそれがなくなったと認めるとき、発せられる宣言。